

宗教学系大学と宗教学

林 淳

〈講師紹介・池見先生〉

失礼をいたします。林ジュン先生と普通お呼びする方が多いんですけども、実は林淳(まこと)先生、これがまことの呼び方ということになります。先生は五十三年に北海道にお生まれになりました。宗教学宗教学史を専攻しておられると、東京大学博士課程を修了されております。で、現在は、愛知学院大学文学部宗教学文化学科の教授としておられます。主著といたしまして、『近世陰陽道の研究』(吉川弘文館 二〇〇五年)、これをはじめたくさんございます。それでは今日はこの大変魅力的なテーマでございます。最後までご静聴お願いいたします。じゃ、先生お願いいたします。

今紹介していただきました林と申します。今回、池見先生からこの学会で話をするようにというご依頼をいただき、「宗教学系大学と宗教学」という話をさせていただきます。私は本の宣伝をしますと、今年の一月に出ました『季刊 日本思想史』の第七二号を磯前順一さんと編集しまして、そこでも「宗教学系大学と宗教学」という論文を

書きまして、今日の講演もその時に勉強したことにもとづくものです。レジュメの方は、大きいものが二枚。そして今申しました『季刊 日本思想史』から採ったところが三枚、ホッチキスで留めてあると、そういうもので構成されております。

宗教学系大学という言葉はあまり使われない言葉かもしれませんが、キリスト教系とか仏教系とか神道系を合わせまして、宗教学系大学というように私が勝手に言っているところでもあります。なぜ、こういうことに私が関心を持っているかというと、私が勤務しているところは、愛知学院大学という大学でありまして、曹洞宗の禅の大学です。そこで、私の同僚の先生方は曹洞宗のお坊さんで、仏教学、禅学を勉強されているというところに、私ともう一人の同僚が、宗教学でいるという学科構成になっています。私は先ほどご紹介していたように、学部と大学院の時は東大の宗教学というところに在籍しておりました。その当時あんまり勉強もしないで、単に本を読んでぶらぶらしてたんですけども、もうちょっと勉強しなければいけないと思いはじめ、ある時期鎌倉仏教、とくに法然上人のことを勉強し始めたことがあります。その当時ちょうど黒田俊雄さんの影響を受けた、平雅行さん、佐藤弘夫さん、松尾剛次さんという人たちに会う機会がありまして、とても自分ではそういう歴史史料は読めないからこれは無理だなと思って撤退しました。その頃、私の大学に歴史学の方で村山修一先生がいます、その先生がちょうど陰陽道の本を出した、それからしばらくした後だったので、村山先生の大学院の授業を聞いていまして、陰陽道というものもなかなか面白そうだと思ひまして、それで大学院生と京都府立資料館にある史料を読みに行ったりしました。いつのまにかそれがだんだん自分の専門になってきまして、今に至っているというところです。最初愛知学院大学というところは、宗教色は全体にあまり強くなくて、歯学部とか法学部とかがあるわけですが、それでも東大の助手を経て赴任した時には、なにか違和感があったんです。それで、宗門大学とか宗教学系大学というのは一

体どういうものかなと考えるようになり、それで、今にいたって二十三年ぐらいになります。しばらくしたら逆に愛知学院大学での勤務が長くなってくると、昔自分が勉強した東大の宗教学というのが随分変なところだったかなと思ひ始めたんですね。つまり、あまり宗教的バックグラウンドが無い人たちが集まって、宗教についてあれこれ議論しているというのも、私からするとだんだん変な感じに見えてきました。その宗教という概念自体も、ちょうど私が習った先生方がそうなんですけれども、仏教でもキリスト教でもイスラム教でもない宗教を求めながら、宗教とはどう研究したらいいか、宗教学の方法論はどうやるべきかということ、わいわい議論してたというのを思い出しますと、私は仏教系大学に勤めて長いせいもありますけれども、宗教学とはいったい何だったんだろうかという、宗教学系大学と宗教学ということに私は非常に関心を持つようになったわけです。私が先ほど言いました『季刊日本思想史』の私の論文というのは、いろいろ資料とか先行研究とかを使っておりますけれども、実のところはやっぱり自分のことなんですよね。つまり宗教学系大学で宗教学を教えている教員というのは一体、時代や社会の中でどういう意味があるのだろうかということ。私自身が安定はしていませんので、それを考えてみたかったです。

学問の歴史というのを考えた時に社会学であろうと、宗教学もそうですし、インド学もそうですけれども、最初のところ東大の話から始まります。宗教学のところだと、姉崎正治とか、仏教学ですと、高橋順次郎とか出てきます。近代の学問史を考えると、東大、京大から話が始まってくることが多い。愛知学院大学に長くいますとだんだん違和感を感じるようになりました。そういう帝国大学の学問がいろんな形で広がっていったというのは歴史的には妥当な理解ですが、それはある意味で帝国大学主義であって、自分が長いこと勤めている私学というのは、特に宗教学系の私学というのは学問の世界でどういうふうな位置付けたいのかということが、ごく自然な関心として

私の中に芽生えてきました。そこで大学史を考えた場合に、私は三つに分けたらいいと考えるようになりました。しかし私自身がやや帝国大学主義になっているところがありまして、ちょっと反省しています。第一期は、帝国大学ができる時と私は考えていましたが、今は少し違ひまして、第一期は明治三十年代に、特に三十二年の私立学校令が出た時と、今は思っています。ちょうど京都大学ができるのがその二年前ですが、私立学校令というのができて、それが仏教教団にも大きい影響を与えてきております。仏教系の学校は明治三十六年に専門学校令というのができた時に専門学校になったところが多いと思います。その前から動きはあり、その一つは明治三十二年の私立学校令だと思います。それとこの時に同時に出されます文部省訓令十二号では、文部省が認める教育機関においては宗教教育はしてはならないというものでした。宗教教育というのは祈りとか、それとか説教とかそういうものをしてはならないということ、ちょうど明治三十二年、文部省は訓令として出します。これは、昭和二十年まで続きまして、国公立のみならず文部省の認可を受けた学校は宗教教育はしてはならないということ、つまりそこで、説教とか祈りとか座禪とか、そういう宗教的行為は教育の中ではいけないということとなります。昭和二十一年にそれが廃止になりますので、それ以降はキリスト教系でも仏教系でも、説教やつてもいいですし、あるいはお祈りをしてもいいですし、授業中に座禪を勧めるとか、或いは念仏をすること、かなされるようになってきたわけです。これは昭和二十年の十二月にそれが無くなりまして、昭和二十年以降の話で、明治三十二年から昭和二十年までのかなり長い間、訓令十二号というのは生き続けて、宗教教育の禁止の時代が続くわけです。第一期は帝国大学が出来たときと私はある時期考えてましたけれど、それはちょっと帝国大学主義的であって、明治三十二年の私立学校令を含めて考えるべきだと今は思っています。第二期は一九一八年に出た大学令以降です。この大学令は帝国公立大学に対しては、新たな学部を作ったり編成したりすると同時にもう一つは私立大学を認めるという

ことになりました。それまでも早稲田大学とか慶応大学とか名前としてはありますが、それは勝手に言ってるわけです。自分たちで言ってるわけです。それは、法的に言うると専門学校なんです。法律的には明治三十六年の専門学校令で認められた専門学校なんですけれども、大学と自称します。それが正式に文部省の認可が下りて、帝国大学と同じ学士号を出していいことになります。このときに私立の専門学校が大学昇進を果たすことになりません。そのうちの三分の一ぐらいが宗教系で、たとえば大谷大学とか、龍谷大学とかですね、それとか大正大学とか駒沢大学とかですね、それとか立正大学とかあるのは同志社大学とか。そういうところはこの時期に、大学に昇進していきます。そして第二次世界大戦で敗戦後、新制の国公立と私立というのが増設されるようになりまして、アメリカ系の学問が流入するとか、教育の大衆化、これが第三の時期ですが、今に至っているという。そして宗教大学というのを考えるときもやはりこの三つの時期区分で考えるとよいと思われまます。

それで、宗教系大学というように私はキリスト教系・仏教系・神道系を全部総称して言っています。こういうふうに広く見ることはそれなりに意味もあるだろうと私は思っております。それで、宗教系大学を見たときに重要なのは、仏教系も大事なんですけれども、キリスト教系というのが重要なものとして浮かび上がってきます。キリスト教系の学校というのは、まだ明治国家が学校を作る以前から学校を作ったという形で、国家よりも先んじて英語学校とか女子教育を始めていました。アメリカからプロテスタント系の宣教師が来て、横浜、神戸で英語を教えている、そして女子教育をやるということがまず最初に始まって来まして、国家による公教育の始まる前にそういうことが行われていたことがあります。ただ、キリスト教系の学校にとつては非常に大打撃でありましたのは、さつき言いました、明治三十二年の文部省訓令十二号が出されたことで、国家から宗教教育の禁止を命じられます。この訓令十二号の研究を見ても、これは、キリスト教系大学というものの勢力を削減しようとして、明治政府が出

したんだということを、言っている説もあります。多くのキリスト教系の大学史を見るとそうなっています。同志社大学、立教大学、明治学院大学の大学史を見ますと、キリスト教系大学に対する弾圧として、とらえているという点があるわけです。実際当事者にとつてはそういうように弾圧だったと思いますが、ちょうど明治政府にとつては、内地雑居が実現する時期です。治外法権というのが、それまで居留地という形で横浜とか神戸とかだけに住んでいた外国人が、その以外の土地にでも住むことができる、あるいは土地の所有ができるということで、内地雑居になるということですから。明治政府はキリスト教の隆盛を怖れて、宗教教育の禁止に踏みきったと見ることができます。たしかに多くのミッションスクールはこれで打撃を受けた。ミッションスクールは文部省の尋常中学校を保つか、あるいはそれをやめて文部省の認可の下りない学校になるかという選択を迫られます。文部省の認可が下りないと、上級学校の進学ができない、兵役の免除がなくなる。この二つが得られないというかたちでキリスト教系学校はこの訓令十二号によつて、踏み絵と言いますか、訓令十二号を守るような学校として生き残るか、あるいは文部省下から離れて、ミッションスクールを維持するかという二者選択を迫られるという形になるわけです。

多くの学校は、ここにありますが、青山学院とか、明治学院というのはミッションスクールとして残つて、文部省下の学校から離れる。つまり、文部省の規定の尋常中学校から離れて、兵役の免除とか、上級学校に行く資格とかは一時的には取れなくなります。このときに同志社とか、立教学院とかは訓令十二号に従いまして文部省の下での学校という道を歩んでいくということになっていきます。こういうことがキリスト教系学校にとつて非常に大きい問題としてあつたのです。たとえば青山学院の大学史を見ると、「かくて学院は、一切の得点を捨てて、創立の本旨を貫き通すか、或は凡ての宗教々育を廃止して、尋常中学校の資格を保つか、という岐路に立った。」とあります。そして、法令の外、つまり文部省から認められた学校からはずれるということになつたために、青山学

院からは、多くの退学者が続出して残留者わずか一名という形で、学校経営は成り立たなくなつた。ところが政府の方は、二つの特権をすぐに認め政府の中でも相当これが議論になつてまして、外務省はこの訓令十二号を出すことも反対します。つまり、訓令十二号を出して、日本でキリスト教系学校を弾圧しているということになると、せっかく治外法権を認めてもらつて、文明国として西洋世界によつて認知されているのが、また野蛮国だということに言われるのを非常に恐れて、外務省はこれに反対します。内務省と文部省は強く宗教教育の禁止を求めるといふ形になります。政府はその中間を取つて、私学学校令には入れずに、文部省訓令という、やや抑制したレベルでこれを出します。キリスト教系学校弾圧ではないということを示すために、特権の回復というのをすぐに行つたといふことがあります。ですからこれは、特権を奪うことが目的ではなくて、公立学校においては宗教教育をやつてはならないということを示し、キリスト教系学校が明治の二十年代、非常に広がつておりますので、それを抑えてそれに代わつて公立学校が教育の中心であることを示すことが必要であつたのかと思います。そして、たとえキリスト教系学校であろうとも、学校として文部省が認可する場合は公立学校並みに準じるといふ形になるようにしました。文部省の関係者の発言を見ますと、結局、私立学校というのは原則的には、公立学校に準ずる協役です。大学令のときも、国公立の学校が教育の中心的な担い手なんだという認識なんです。私立学校は国公立が及ばないところを補足する。つまり、文部省が推進しようとしていた教育の一環を私学も担つていると、しかし、文部省が行おうとした教育の中心は国公立が中心であつて、私学もそれに準拠した形で補完する。学校令が出た明治三十二年、それと大学令が出ます大正七年の時には、文部省は、教育に対してそういう方針を出していると考えます。

仏教系の大学は、これとはやや違うのがあります。これを私はまだ仏教系大学を見渡した研究は、私はまだ無いと思います。大学史はありますが、それとは別に無いと思います。一つは、仏教系大学を考える場合は、やっぱり

教導職の廃止というのが大きいと思われます。明治の宗教史をご関心ある方はご存じのように、大教院というのが最初できてすぐに解散になります。島地黙雷たちの反対で、真宗が抜けたことよって大教院が解散になり、その後明治十年には教部省というのも廃止される。ただ教導職というのは無くなりませんでした。明治の十七年まで形だけは神仏教導職というのは続いていくという形になります。で、おそらく教導職はその宗派の、エリートの人たちはその教導職に乗っかってそれぞれ地位を得ていくという形で、そこで形式的な教育も受けたと思うんですけども、しかし実際にはそれぞれの宗門の江戸時代からある僧侶養成というのが続いてたと思います。そして、明治十七年で教導職が廃止になった後どうなるかというところ、管長制というのができまして、各宗派ごとに僧侶を養成するというように、今度は政府の方が求めてきます。

そうすると、ここでは書いてありませんけど、だいたい明治二十年前後に各宗派が、いろんな形で学校を作り始めます。おそらくは僧侶養成というものを近代的な形でしょうという形が明治二十年前後に始まってくる。教導職の場合、大教院・中教院・小教院で勉強しているわけです。三条の教則を中心に勉強して、そこで教導職の位は得ていくわけですから、それがしっかり確立してれば、神職の養成も必要ないですし、僧侶の養成も必要ないわけです。教導職が壊れたことで、これは神道系もそうですが、神道でも仏教でも養成の学校が必要になってきます。キリスト教系の学校と仏教系の学校が決定的に違うのは、キリスト教系の学校は最初から宣教師がアメリカから来て、宣教師の奥さんが行う場合もありますが、女子教育とか英語教育とかをやるわけです。そこで日本人の宣教師を作るといふ考えにはなるのは後のほうです。ところが、日本の仏教系の大学は、一般人の教育はまだ考えて無くて、僧侶養成をどうするかというのが一番の問題です。僧侶養成をどうするかという問題を受けとめた点では神道系と仏教系は似た道を歩んでいく。ところがキリスト教系はそうではないのです。しかしキリスト教でも、やっぱり日

本人の牧師を養成することが必要になってきます。同志社がその中心になると思いますけれども。結局アメリカから来た宣教師と日本のキリスト教者というのはだんだん仲が悪くなることもありました。内村鑑三の書いたものは、アメリカの宣教師の悪口が書いてあります。同志社は、アメリカの宣教師との関係を絶ち、独立していきます。ミッションスクールとは、アメリカンボードからお金をもらって、それでやっていく。明治学院と青山学院がずっとそのタイプですが、同志社は早い時期に自立する。アメリカの宣教師との関係を切つて、自分たちで牧師を養成したことになります。そこで神学校が必要になってきます。そういう点でいうと仏教系では僧侶養成が第一にありました。ところが一九一八年の大学令では、仏教系の中にも大学が作られるようになる。龍谷大学とか大谷大学とか、それとか大正大学とか立正大学とか、それと駒沢大学とか。大学に昇進する時には、今の文科省の学部増設と同じように、文部省のチェックが必要なわけです。そうすると文部省は、これは私の考えですけども、基本的に文学部を作るように勧めたと思われます。そうすると文学部の中には哲学もあるし、宗教学もあるし、仏教学もあると。だから、単なる僧侶養成ではなくなってしまうことになります。そこが仏教系大学が大学になる時の、一つのクリアしなくちゃならない問題ではないかと思うわけでございます。私の論文の二ページ目を開いて頂きますと、「宗教系大学の成立」というふうに、今私が話している内容がそこに書いておりますが、『中外日報』の記事を私が引いたものがあります。その当時の文部省の専門学術局長の松浦鎮次郎の言葉というのがこのように載っております。「我国における大学は宗教研究が大学の起源をなさざるのみならず」とあります。これは、ヨーロッパの大学は神学から誕生したという話を念頭においた上で、日本ではそういう宗教が母体になっていないことをまず確認しています。「我国の方針は総ての学術に対して自由研究を旨とするが如く、宗教研究に対しても自由研究の態度なるが故に、我国に於ては外国の如き性質の神学科を設くるは能はず、又た其の必要をも認めず」とあります。

そして、その理由としては「例へば哲学心理、歴史等の各方面より宗教研究をなすの要あるが故に宗教の研究を他の学術より切り離しては研究を完ふせしめ難ければ独立の学部として之れが機関を設くるの必要あるや否やは疑問なるべし」とあります。神学部がだめだということです。同志社の神学部構想は、神学科に格下げになるわけです。仏教系は基本的に文学部を作り、文学部の中の仏教学科とか、そういう形になって独立で仏教学部を持たない。仏教学部を持つようになるのは戦後です。その後見ますと、このように言っています、「而して宗教団体の設立に係るとも大学は学術研究的として国家須要の人物を作るに於て宗教家を養成し宗教的訓練を与へ或は宗教儀式を行ふが如きは本令と絶対に相容れざるものなり」と言つて、これは大学令の目的を説明しています。訓令十二号を継承して大正年間にもう一度文部省の当局者は強調していると理解できると思えます。仏教系の宗派は僧侶養成のために大学昇進を果たそうとして資金を集めます。当時の大学史を読むと、どうやってお金を工面したかが分かります。当時のお金で五十万円の委託金を出すことが大学昇進の条件としてつきつけられます。五十万出さないと認めません。ですから、早い話が金持ち教団から、どんな大学になつていくわけです。龍谷大学、大谷大学、駒沢大学、立正大学が、寄付を集めて認可されていきます。苦勞して文部省の言いなりに文学部を作ろうとすると帝国大学の文学部がモデルになります。そこには歴史学もあれば、心理学もあれば宗教学もあれば哲学、西洋哲学もある。そういうのが文系の学問で、単に仏教だけを教えているのは、無いという形が言われているわけです。資料にあります宗教学系大学における宗教学というところを見ていただくと、文学部を設置して文学部の中に仏教学科、あるいは哲学科あるいは心理学あるいは宗教学というのをそれぞれみな作るわけです。戦後になるとこれが仏教学部になることが多いわけでございます。こういう形で文学部を作つてその中に様々な学問を置いて、その中に仏教学があるという形になります。仏教学系大学はみんな苦勞して、大谷大学は「真宗大谷大学」つ

ていうようにしたかったんです。それが結局「大谷大学」というようになります。で、本来目的のところ書いた「宗門の須要に応じたる学科教授、その蘊奥を攻究せしめる」というのは文部省によって変えられて、「仏教及び人文に須要なる學術」と変えられます。つまり宗門のことは、削除されます。ここで使われている言葉は仏教という言葉ですね。この頃から、それまで江戸時代から使われていた宗乗と余乗という言葉が無くなっていくわけです。余乗というものが仏教学になります。広く唯識を勉強することは余乗であったのが、それが仏教学のかたちになります。ヨーロッパの仏教学のことを知ってる先生が教え始め、いつの間にか余乗の研究がすり替えられてくるわけです。難しいのは自分の宗乗、自分のところの宗門の仏教研究をどう呼ぶかということが、難しくなっています。

禅宗では禅学とかいう言葉を使いますが、真宗では真宗学という言葉を使います。真宗学を創った清沢満之たちの弟子達がいかにこれが近代的な学と言いはじめます。それまでの宗乗とは違くと、新しい近代的な学だと、これは清沢満之先生から教えてもらったというかたちで主張し、そこで余乗と宗乗というものの内実の入れ替えが行われることになります。それだけではなく、各教団内で様々な勢力争いが起こってきたと思われれます。私が専攻している宗教学も、この時期に入っていくんです。つまり京大宗教学では、初代教授が西田幾多郎で、その後が波多野精一が継ぎます。東大の方は姉崎正治が担当しています。その宗教学という学問も、仏教系大学に入ってきました。つまり仏教系大学が文学部を作ったときに、文学部の中の宗教学があることになりました。これを教えるときにはやはり、「西洋のキリスト教はね」という話ができる人間が入ってくるわけです。私の先輩方です。つまり、宗教系、仏教系大学にとって「西洋ではこう、アニミズム説があつてそれはね」とか、そんな話本当は要らないはずですが、最初から親鸞聖人がいいとか、道元禅師がいいとか、法然上人がいいという話をすれば済むのが、その横で、ちょうど私が今愛知学院大学にいるみたいに、私が宗教学入門で「タイラーのアニミズムがあります」という話をして

授業をやつてゐるわけです。何で宗教学があるのかというと、やつぱりこの大学令の時に、大学設置という問題の中で宗教学が宗教学系大学に入ってくる。ここが制度史的なポイントになります。この大学令で仏教学系大学は宗門からお金を集めます。五十万の委託金のために。しかし大学は僧侶養成を中心的な課題にしています。僧侶養成ではなくて、非常にハイカラな京都大学の宗教学を出た人が、仏教学を教えたり、ヨーロッパ行った人が教えたりして、それが仏教学でやつてゐるわけです。で、それともとの漢文の大乗経典を読む、そういう学者と、パリ、サンスクリットの学者が両方混じるような形の仏教像というのを提供するようになってきた。おそらくそれまでは、東大にはたしかに高楠順次郎がいるけれども影響力はさほどなかったと思いますが、ある一部の知識人の世界で流通していた言葉が一気に仏教学系大学の中の仏教学という学問と結びつき、そこで各宗派の僧侶である人達がそこで勉強するというかたちで、一気に仏教のイメージが広がつていきました。一つは、漢訳仏教経典の世界の中の仏教というのと、もう一つは、パリとサンスクリットによつてヨーロッパを経由とした仏教イメージです。この二つを両方、日本の仏教界は抱えることになつて、どっちが本当だとは言えませんが、決して緊張関係がないわけではないという、そういう世界が現出しました。それと、はたしてそれで僧侶養成ができるのかということは、おそらく宗派側では不安で、多くの場合は専門科、専修科を設けて、そちらのほうで僧侶養成を行なうようになりました。仏教学系大学というのは、この大学令の時に出てきて、そして文学部を作りなす。そして文学部が帝国大学と同じような構成の中でできて、その中に仏教学科というのを作るといふかたちになります。それは、文部省の要望がありましたように、それは学問としてやるんだとというのが文部省の要請です。つまり、それは宗門の僧侶養成とか宗教者の養成とか宗教儀式のためにやるわけではなく、これは研究として見なさなければならぬという形が要請されておりますので、そこで著しく、そこでは僧侶養成という本来の目的よりは、学問としての仏教学というのが強

調されていただろうと思われます。そこで私は書きましたけれども、つまりそれまででありました宗学・宗乗はより広く仏教学の中に包まれるようになり、そしてその仏教学はさらに広く宗教学に包まれるようになったと理解できると思います。実際に日本宗教学会というのが、昭和の初期に、ちょうど日本仏教学会ができた時と同じ年だったと思いますけれど、設立されます。そのでき方を見ていきますと、まずは東大・京大の先生方が発起人になって、その下に宗教学大学の著名な先生が出てきて、それで日本宗教学会を作ります。日本仏教学会もやっぱり同様な形で作られていくということがあって、帝国大学と仏教系大学が協力して日本仏教学会という、大学単位の学会という学会ができます。この前後に日本宗教学会も似たような形でできました。東大と京大の先生がまず発起人になって、それから各宗教学大学にいる宗教学者が集まります。結局仏教系大学も、結局、宗教学者を雇います。宗教学者がいた方が、宗教学をやっているっていかたちになります。宗教学者がいれば、宗教学をやっているってことになります。ですから、そういう宗教学の世界の中で自派の宗学もあるという位置づけができるわけです。そういうふうなかたちで宗教学会も作られていく。ところが昭和二十年の訓令十二号の廃止が、こうした宗教学大学と宗教学の関係を大きく変えることになります。

訓令十二号の廃止というのは、これは、神道系を考える場合には非常に重要なことです。神道は、さつき私が申しましたように、皇典講究所、その隣りにできました國學院大学が、神職の養成として出発します。それはさつき言いましたように、明治十五年っていうのはちょうど神職が教導職から離脱します。その時期です。そして、内務省の委託という形で國學院大学は、大学令の時に大学に昇進します。私立大学ですが、内務省の委託を受けて神職を養成しているのです。国家との関係を持っています。ところが、これは基本的に戦前も私立大学なんですけれども、戦前までは、神道というのは、明治十七年の教導職廃止以降、神道は宗教ではないということが、政府の共通、公

式見解になってゐるわけです。ですから、神社参拝ということが自治体単位で行われたり、県社に県知事が来たり、村社に村長が来たり、あるいは靖国神社に天皇が来たり、こういう形の国家的組織になっていきます。また、東大に一九二〇年、神道講座ができる。あと、京大は神道史講座というのを、これは京都の神職会が寄付を出します。東大にできたんだから、京大にも作つて欲しいという形で神道史講座ができます。そこはちょうど京大の史学科という、歴史の国史学の中に西田直二郎という人がいまして、この人を中心に組織します。彼は柳田国男とか折口信夫とかの知り合いだったので、そういう人たちを呼んでくることになりました。昭和の十五年から十八年ぐらいでしようか、柳田国男が京都大学で非常勤、あるいは折口信夫が非常勤でやってきます。その時に京大の史学科にいた人たちの中に西田直二郎の門下ですけれども、そういう講義を聴く人が何人もいまして、五来重とか、竹田聴州とかですね、柴田實とかですね、そういう人たちがいまして、民俗学を京都で広めることに貢献します。私が言いたかったのはそのことではなく、戦前までは宗教学と、神道学とはそれほど関係ないんです。おそらくこれは国家が神道は宗教ではないと言いつつてますから、そういうことが関係するんだと思います。ところが、昭和二十年の神道指令が出ます。そして、いろいろな神道関係の組織が廃止になっていく。例えば皇學館が廃止になるということになります。靖国神社は廃止になるところでしたが、廃止にはなりません。その時のアメリカ側のマッカーサー達の言い分はアメリカ的で、アメリカ的な宗教概念を戦後の日本に持ち込むことになります。それは宗教というの個人が自由に選択するものだ、という考え方です。ですから、もし神道が国家の、国家による侵略戦争のお先棒を担ぐような神道だったらこれは廃止すべきだと。実際様々な神道の機関が、廃止されます。ところが、個人が自分の信仰として選択するような神道だったら、その神道はあり得るといふ、アメリカ的な宗教概念を出して行くわけです。岸本英夫のような宗教学者は神道存続に努めます。それと柳田とか折口は別な面から神道の応援をし

ます。柳田は急速に、昭和二十年から神道化していきます。で、新国学談と唱えますし、彼は國學院大学の教授になります。折口も熱く神道を語るようになります。「神道宗教」という用語がつけられます。それは神道が宗教であるということですが、裏をかえすと、それまでは宗教ではなかったことになります。神道はもしアメリカ的な、個人が信仰する宗教であれば、戦後社会の中でも生き残るべきだというように考えられました。それが国粹的なナショナリズムに結びつく国家神道は廃止されるべきだが、ただ個人が選択する信仰ならば残るべきだと。それを推進したのは宗教学者ですし、柳田や折口だったと思いますけれども、それによってどうなるかっていうと、國學院大学は廃止されません。それで國學院大学はどうするかというところ、柳田を呼んできて、岸本英夫、堀一郎を呼びまして、今まで神道学を教えていたところを宗教学科という名前にして、再スタートするわけでございます。その宗教学科というのは後ほど、学内の意見によって神道学科に変えられまして、今の神道文化学部になっていくわけです。戦前の大学令のあり方からすると、仏教系大学とかキリスト教系大学とかは宗教学を自分の中に取り込むことを積極的にやってきた、あるいは文部省によって、取り込まざるをえないというような状況にいたのですが、戦後の状況の中では仏教系大学やキリスト教系大学は宗教学を持たなくてもよくなった。宗教学を手離すこともありました。さっきの私が見ましたこの表の中でも、宗教学をやめたところは結構あります。それまで宗教学をやっていたところが宗教学をやめるといのは、龍谷大学の中では講座があつたのが、これはもうすでに無くなっています。立正大学は宗教学科がありまして、これは無くなって、戦後は仏教学部になっていきます。駒沢大学では宗教学というのは科目としてありましたが、戦後はなくなりました。大正大学も宗教学科がありましたけれど、戦後は無くなります。これは哲学の中に入っていきます。そして、例えば立教大学のように、宗教学科があつたところは宗教学科が無くなりまして、それはキリスト教学科になります。これは結局訓令十二号っていうか大学令を容れ

て、本当はキリスト教とか神学を教えたかったのを、宗教学科という名前にせざるをえなかった立教大学が、その訓令十二号が廃止になった後で、やりたいキリスト教学科になったわけです。逆に神道系の学校というのは戦前まで宗教学にあまり関係なかったところが宗教学化しようとする。宗教学化する時に一番手っ取り早いのは宗教学者と呼んでくれることです。そして宗教学者と呼んでその人間を自分のところのスタッフにしておくと、自分ところは宗教学として神道を教えていることになる。そうすると、神道が宗教の一つとして認知されるようになってくる。私が、分からないことはたくさん今でもありますが、教育と宗教ということに対して、宗教学系大学に対して今でもいろいろ考えているところはありますが、歴史的に考えていくと、こういうことになるのではないかとという見通しを話しました。

さて、池見先生より、宗教文化士についても話してくださいとありましたので、私が知っていることを話します。宗教文化士を実現しようというプロジェクトが、今年より大規模な科研をとり、大正大学、國學院大学が中心になって進行中です。教育基本法が、二〇〇六年に改正されましたが、その前に宗教教育、宗教的情操などについて様々な立場から議論があったことは、記憶に新しいと思います。そこでの議論、そして教育基本法改正をふまえて、宗教文化士の話が出てきていると私は理解しております。改正後の教育基本法の第十五条には、「宗教に関する一般的な教養」という一節が入っており、尊重されなくてはならないとあります。この「宗教に関する一般的な教養」はどのように実現するのは、おそらく文部科学省には案はないと想像されます。教育基本法の宗教教育の条は、もともと第一項で、宗教に関する寛容の態度、社会生活における位置を尊重されなければならないとあり、第二項で、国立公立の学校では特定の宗教のための宗教教育は禁止されるとあります。この両項をどう理解するのかは、それほど容易ではない気がします。宗教系学校では、特定の宗教教育は行っても問題ではなく、実際に戦後に

は行われております。問題は、国立公立の学校における宗教教育になると思いますが、先ほどの「宗教に関する一般的な教養」が出てきたことで、宗教に関する知識、リテラシーは教育上できる方向が開かれたとも解釈できます。宗教文化士のプロジェクトでは、知識教育に限定して、宗教的情操教育には踏みこまないという意見が大勢を占めております。宗教文化士という資格付与が、本当に必要か、どのような資格なのかというかなり根本的な議論もありながらも、しだいに合意形成がなされているというのが、現状だと思います。私個人は、高校では日本史、世界史、地理、倫理などで仏教、キリスト教、イスラムなどに関わることが教えられていますが、その副読本で世界の宗教を解説したものがあればよいのではないかと思っております。宗教文化士とは直接関係ない話ではありますが。台湾、タイに旅行した時には、お寺に行くこともあるでしょうし、仏教について知らないより、知っていた方がよいでしょうし、ヨーロッパを旅行するときには、キリスト教の歴史や文化はふまえた方がよいと思われます。海外の人が、京都や奈良に行くのなら、少しは日本の歴史、仏教のことを勉強しておいた方がよいと思います。現実には、旅をしながら歴史や文化というコンテキストに混じった宗教に出会うわけです。法然上人、コーラン、キリスト教の教会を歴史、文化から切り離して、「宗教」として抽象化させて研究することは、私には違和感があります。宗教と言っても、歴史や文化に混じって存在しており、コンテキスト抜きに存在してないからです。宗教的情操も、一般論として語ることはできないと考えます。浄土宗の宗教的情操と、曹洞宗の宗教的情操と、神社界の宗教的情操は、同じ言葉を使っているけども、まったく異なる観念、慣行、作法で構成されており、互いに共感するよりも、違和感をもつ方が多いのではないかと想像します。宗教的情操は、各教団、宗派というコンテキストにおいて初めて意味をもつものであり、一般的に存在するものではありません。これは、宗教系学校での宗教的情操教育を否定するのではなく、一般論として語られる対象ではないという意見です。

話があちらこちらに飛び、今日の演者はいったい何者かという疑問をお持ちになるのは無理からぬことだと思います。本日は、私のまよりの悪い話を聞いてくださり、感謝申し上げます。

註 文部省訓令第十二号（明治三十二年）

一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上必要とす。依て官立公立学校及学科課程に關し法令の規定ある学校に於ては、課程外たりとも、宗教上の教育を施し、又は宗教上の儀式を行うことを許さざるべし（『明治以降教育制度發達史 第四卷』六六二頁）

〈質疑応答〉

〈質問者〉

ただ今の先生のお話で、ほぼ百数十年の、百五十年ぐらいでしょうか、日本の宗教系大学と、そして宗教学の概要をだいたいつかめたかと思うんです。それで、その上で三つほど、お聞かせいただきたいと思えます。まず、最初に訓令十二号のお話がありましたけれども、これは、宗教教育の禁止ということである、と。そこで、これはキリスト教に係わることなんでしょうか。それとも全宗教に係わることなのか、つまり、レジユメのほうではキリスト教系の所に出ておりましたので。これがまず第一点です。よろしくお願いいたします。

〈林先生〉

訓令十二号のことは、キリスト教系の大学史とか学校史には必ず出ていますけれども、仏教系の大学史には

全く出ていないんですよ。私はそれを不思議になつて近代仏教史の専門家で大谷大学教授の木場明志さんに聞いた時には、仏教系の学校は内務省管轄だったからではないかと教えていただきました。明治三十二年の私学学校令でもし認定されると、それは文部省の適用になりますから、訓令十二号はそのまま適用されるはずなんですよ。それと仏教系学校は僧侶養成を目的としていて、普通教育の実施に熱心ではなく、文部省下になかったものが多かったのかもしれない。このことは調べてみる必要があります。

〈質問者〉

それでは、先ほど先生がおっしゃっていた、キリスト教弾圧という要因が、かなり大きかったということになるわけでしょうか。キリスト教系の大学に、強くこの規制がかかつてるっていうことは。

〈林先生〉

そうですね。内地雑居の時代になつて、キリスト教を抑えるという意味もあつたでしょうし、学校教育というのは国公立を中心とするという方針が出されます。訓令十二号自体は短く、「一般教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最必要とす」とあります。教育は宗教の外にあるべきだと、それが教育にとつて非常に重要なんだということを言つてる。この時の文部官僚はフランスの例を引いてます。フランスでは共和国の教育からカトリックが排除したようになります。日本でも教育というのは、宗教の外にないといけないという理屈を採用しております。キリスト教が尋常中学校を持つようになるわけですが、文部省の言つた基準に乗っかりなさいというように示唆する。

〈質問者〉

そうするとその、明治三十二年に発令されて、仏教系のほうではあんまり効力を発揮しなかったということですが、けれども、これ、撤廃されるっていうのは、大学令の時になるわけですか。

〈林先生〉

いやいや、それは昭和二十年です。戦争に負けた後ですね。

〈質問者〉

はい、わかりました。それと、この百数十年の間に、宗教学系の宗教学の教育なり研究というものが、先ほどの先生のお話の中で二転三転するということがありましたけれども、これ、根本的な共通の要因っていうのは、挙げてとしたならば、どこに求めたらよろしいでしょうか。その根本的それぞれの大学側が持っていたのか、それとも国家が握っていたのかっていうことなんです。

〈林先生〉

そうですね、国家と、仏教とキリスト教とか、さらに神道でも同じことですが、ここの関係が二転三転してるんだというんですね。

神道が戦前から戦後に大きく変わると言いましたが、非常にドラスティックに変わっている。仏教系でもやっぱり、江戸時代以来の学寮、学林というものから、徐々に西洋的な地理とか算数・数学をしながら養成されていくもの

になります。教育というのは国公立が中心になって文部省が認定しています。宗教系の歩みによって自己変容を遂げてきたということがあったと思いますし、その中ではそれぞれ教団や宗教系大学では内部に様々な問題が同時に出てくるがありました。

〈質問者〉

はい、ありがとうございます。最後の質問ですが、先生が最後のほうで宗教文化士に触れましたので、歴史をずっと振り返って、そして今後の展望みたいなものをお聞きしたかったと思いました。この宗教文化士、あるいは宗教学というもの、それと大学、あるいは学校教育における宗教というもの、とくに情操教育の面でどういうふうにお考えなのでしょうか。

〈林先生〉

そこが、大変私の弱いところで、宗教的情操教育は、よく分からないところです。戦前の時に文部省が宗教的情操といった時には、国家神道のことだったわけですよ。小学校では必ず近くの神社に行かなくてはならない、そのように宗教的情操論は利用されたと思います。同じ宗教的情操という言葉でも、浄土宗の人がイメージするものと、曹洞宗の人のイメージするものは違うと思います。さらにキリスト教、神道となると同じ言葉を使っている、考えることは異質で、相手側の宗教的情操とは相入れないこともあるのではないのでしょうか。